

鑑 識 第 2 9 0 号
(交 指)
平成30年12月26日

鑑 識 課 長 殿
交 通 指 導 課 長

青 森 県 警 察 本 部 長

鑑識鑑定官の徽章の制定について

「青森県警察鑑識鑑定官指定制度実施規程」（平成13年12月青森県警察本部訓令第26号）（以下「訓令」という。）に基づき鑑識鑑定官を指定しているところ、鑑識鑑定官の職務の自覚と責任感の更なる向上を図るため、この度次のとおり鑑識鑑定官の徽章を制定し、本日から実施することとしたから、効果的な運用に努められたい。

記

1 鑑識鑑定官の徽章の仕様

別紙のとおりとする。

2 使用要領等

(1) 徽章の交付

刑事部鑑識課長又は交通部交通指導課長は、本職が指定した鑑識鑑定官に対し速やかに徽章を交付するものとする。

(2) 徽章の装着

鑑識鑑定官は、自らが関与した鑑定結果やその経過等に関して公判における証言を求められた場合、徽章を上着のフラワーホールに装着する等して証人出廷することとする。

(3) 徽章の返納

鑑識鑑定官は訓令第5条（鑑識鑑定官の指定の解除）に定める要件に該当することとなった場合、徽章を刑事部鑑識課長又は交通部交通指導課長に返納するものとする。

3 未交付の徽章の管理等

(1) 未交付徽章の管理

鑑識鑑定官に未交付の徽章は刑事部鑑識課において保管することとし、刑事部鑑識課に別記様式の「主任鑑定官徽章交付簿」、「鑑定官徽章交付簿」を備え付け、これを管理するものとする。

(2) 交通指導課長による徽章の交付

交通部交通指導課長が推薦し本職が指定した鑑識鑑定官について、交通指導課長

は、その旨を刑事部鑑識課長に連絡して速やかに徽章の送達を受け、これを当該鑑識鑑定官に交付することとする。

(3) 交通指導課長に返納された徽章の取扱い

交通部交通指導課長は鑑識鑑定官から徽章の返納を受けた場合、速やかに刑事部鑑識課長に送達することとする。

4 その他

鑑識鑑定官は、交付を受けた徽章について、紛失・亡失等のないよう施錠機能のある設備において保管することとする。

担当 鑑識課 企画指導係

別紙

鑑定官等の徽章の仕様

1 形状・寸法

- (1) 徽章の本体は、金属製、直径2センチメートルの円形で中に白鳥と「C I S」の文字、円周の上部に

○主任鑑定官～ Chief Criminal Identification Specialist
(チーフ クリミナル アイデンティフィケーション スペシャリスト)

○鑑定官 ～ Criminal Identification Specialist
(クリミナル アイデンティフィケーション スペシャリスト)

を、円周の下部に

AOMORI POLICE (アオモリ ポリス)

を描く。

徽章の本体裏面には、それぞれ一連番号を刻印する。

- (2) 裏面の留め金は、タイタックピン式とする。



主任鑑定官徽章



鑑定官徽章

2 材質

- (1) 台地 ～主任鑑定官は金色、鑑定官は銀色
(2) 下地 (中) ～赤色
(3) 白鳥 ～白色に黒色で縁取り
(4) C I Sの文字～黒色
(5) 裏面 ～随意

